

固定式ガス消火装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 B 編及び R 編

改正事項

固定式ガス消火装置に関する事項

改正理由

IMO 防火小委員会において、新たな技術及び知見を取り入れるため、消火装置等の承認基準を定めた火災安全設備コード (FSS Code) の見直しが継続的に行われており、FSS Code 第 5 章に規定される固定式ガス消火装置の要件についても検討が行われた。

その結果、IMO 第 81 回海上安全委員会 (MSC81) において、従来の FSS Code 第 5 章の要件に低圧式炭酸ガス装置に対する要件等を新たに追加する FSS Code の一部改正が、決議 MSC.206(81)として採択された。

今般、決議 MSC.206(81)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 固定式ガス消火装置の管及び弁等に対する要件を規定した。
- (2) 固定式ガス消火装置を備える場合にあっては、ロールオン・ロールオフ区域等に可聴警報装置に加え可視警報装置を備えなければならない旨を規定した。
- (3) 附属書 R25.2.1-2.に規定していた低圧式炭酸ガス消火装置に関する要件を、改正 FSS Code に整合させて一部修正の上、規則 R 編 25 章及び関連する検査要領に移設した。